

鹿沼市優良建設業者表彰審査実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、鹿沼市優良建設業者表彰規程（以下「表彰規程」という。）に基づき、鹿沼市入札管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査資料の提出)

第2条 表彰の対象となる建設工事を主管する課長等は、表彰規程第3条に規定する建設工事のうち優良建設工事であると認められるもの（以下「優良建設工事」という。）を選定し優良建設工事推薦調書（別記様式第1号）を契約検査課に提出するものとする。

2 契約検査課は、前項の規定により提出された優良建設工事推薦調書を取りまとめのうえ、優良建設工事調書（別記様式第2号）を作成する。

(優良建設工事推薦基準)

第3条 優良建設工事の推薦基準は、次に定めるところによる。

- (1) 建設工事について請負契約を誠実に履行し、出来形が優秀でかつ工期内に完成したもの。
- (2) 完成工事成績評定に基づく完成検査評点が80点以上(Aランク)のものとし、その工種において、鹿沼市工事検査規程の規定に基づく完成検査による評点が、同年度に65点未満(D、Eランク)の工事がある建設業者は表彰対象から除外する。
- (3) 前年度及び当該年度において、鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた業者、建設業法の規定に基づき監督処分を受けた業者及び社会的な非難の対象となる不祥事のあった業者は推薦しないものとする。また、他の行政機関で指名停止を受けるなど表彰するにふさわしくない例が見受けられたときも同様とする。

(書面審査及び現地調査の方法)

第4条 鹿沼市優良建設工事審査員（以下「審査員」という。）は、第2条第2項の規定により作成された優良建設工事調書（別記様式第2号）のすべての工事について、第5条の規定による採点基準により書面審査及び現地調査を行うものとする。

(採点基準)

第5条 審査員は、優良建設工事の成績を別表1の採点基準表により採点するものとする。

(現地調査の立会い)

第6条 第4条の現地調査に当たっては、必要があると認められるとき、工事の関係監督員は、設計図書その他の資料を持参の上、立ち会うものとする。

(審査員)

第7条 審査員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 土木部門 土木工事の検査を担当できる職員若干人。土木部門は、土木工事、舗装工事、造園工事その他土木工事に類する工事とする。
 - (2) 建築部門 建築工事の検査を担当できる職員若干人。建築部門は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他の建築工事に類する工事とする。
- 2 審査員は行政経営部長が指名する。
- 3 契約検査課を事務局とする。必要があると認められるときは、事務局職員は審査員を兼務することができる。

(書面審査及び現地調査の結果の取りまとめ)

第8条 事務局は、書面審査及び現地調査の結果を取りまとめのうえ、優良建設工事審査結果表(別記様式第3号)を行政経営部契約検査課長に提出するものとする。

(優良建設業者の選定)

第9条 前条の規定による優良建設工事調査結果表の提出があったときは、行政経営部契約検査課長は、表彰対象建設業者調査結果表(別記様式第4号)を作成し、委員会に提出するものとする。

(意見の聴取)

第10条 委員会は、審査のため必要があるときは、関係主管課長等の意見を聴くことができる。

附 則

この要領は、平成3年度の表彰から実施する。

附 則

この要領は、平成4年度の表彰から実施する。

附 則

この要領は、平成8年度の表彰から実施する。

附 則

この要領は、平成9年度の表彰から実施する。

附 則

この要領は、平成10年度の表彰から実施する。

附 則

この要領は、平成17年度の表彰から実施する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月2日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

優良建設工事推薦調書

第 号
年 月 日

契約検査課長 様

課所長名 _____

「鹿沼市優良建設業者表彰審査実施要領第2条」に基づき、次のとおり推薦いたします。

| | | |
|-----------------------|-----------|-------------|
| 推 薦 す る 工 事 名 | | |
| 施 工 場 所 | | |
| 契 約 年 度 及 び 契 約 番 号 | 年 度 | 第 号 |
| 施 工 業 者 名 及 び 代 表 者 名 | 業 者 名 | 代 表 者 名 |
| 請 負 金 額 (円) | | |
| 工 期 | 着 工 年 月 日 | ～ 完 成 年 月 日 |
| 完 成 検 査 評 定 点 | 検 査 点 数 | 評 定 区 分 |
| 備 考 | | |

注) 工事請負契約書の鏡の写しを添付すること。

(別表1)

採 点 基 準 表

| | | 審査日 | 月 | 日 () |
|---------------------------------|---|-------------|-----------|-------|
| | | 審査部門 | 土 木 ・ 建 築 | |
| 現 地 調 査 評 価 項 目 | | 率 及 び 最 高 点 | 採 点 | |
| A 施工技術と出来栄え | | 70% | | |
| 1 出来栄えの良否 | | 60点 | | |
| 2 形状寸法の精度 | | 40点 | | |
| B 施工の困難性 | | 30% | | |
| 1 困難度の難易度 | | 40点 | | |
| 2 構造物の難易度 | | 20点 | | |
| 3 交通事情、夜間作業、水中作業、地質地勢等の悪条件 | | 20点 | | |
| 4 契約工期が標準工期より著しく短いもの | | 20点 | | |
| 備 考 | 上記採点区分のBの4については、契約工期＝標準工期の場合は16点とし、契約工期 ＜標準工期の場合は16点＋（短縮日数÷標準工期×20）とする。ただし、最高点は20点 止めとする。 | | | |
| 現 地 調 査 点 数 (A + B) × 0 . 5 0 | | | | |
| 完 成 時 検 査 点 数 | | | | |
| 総 合 点 数 | | | | |

| | |
|-----|--|
| 摘 要 | |
|-----|--|